

各研究科（課程、専攻等）及び各教育部（課程、専攻等）において
部局内選考基準等を作成する際の選考基準の取扱いについて

東京大学奨学金返還免除候補者選考規程第4条に基づき、各研究科（課程、専攻等）及び各教育部（課程、専攻等）において部局内選考基準等を作成する際の選考基準の取扱いについて、次のように定める。

（選考基準の取扱い）

第1 特に優れた業績を挙げたと認定するにあたっては、次の各号に掲げる学内外における業績を総合的に評価することにより行うものとする。

なお、選考にあたり、大学院における教育研究活動等に関する業績を「A」とし、又、専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績を「B」とする。

（1） 学位論文その他の研究論文

A 大学院における教育研究活動等に関する業績

イ 修士学位論文

ロ 博士学位論文

ハ 専攻等で刊行されている研究年報など、レフリー制のある学内研究誌に掲載された論文

ニ 日本学術振興会及び民間財団が公募している競争的資金の獲得

ホ 次世代研究者挑戦的研究プログラム、科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業などの競争的資金の獲得

ヘ 学問的達成による総長賞など学内の賞の受賞

ト その他各研究科等で認める業績

B 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績

イ 留学先での学位論文

ロ レフリー制のある学会誌、学術誌への掲載論文

ハ 学会賞、学術賞の受賞

ニ 学会、学術集会での発表

ホ その他各研究科等で認める業績

（2） 大学院設置基準第16条(東京大学大学院学則第5条第2項)に定める研究の成果

A 大学院における教育研究活動等に関する業績

イ 大学院設置基準第16条(東京大学大学院学則第5条第2項)に定める修士論文に代わる特定の課題についての研究の成果

（3） 著書・データベース・その他の著作物

A 大学院における教育研究活動等に関する業績

イ 大学によって刊行されたデータベース・その他の著作物

B 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績

イ 著書

ロ データベース

ハ その他の著作物

（4） 発明

A 大学院における教育研究活動等に関する業績

イ 学内発明委員会等の議を経て特許出願に至ったなど、発明、発見等による顕著な業績

- (5) 授業科目の成績
 - A 大学院における教育研究活動等に関する業績
 - イ 授業科目の成績
 - ロ 修業年限短縮
- (6) 研究又は教育に係る補助業務の実績
 - A 大学院における教育研究活動等に関する業績
 - イ リサーチ・アシスタント等による研究活動への貢献
 - ロ ティーチング・アシスタント等による教育活動への貢献
 - ハ 科学研究費補助金等による研究活動への貢献
 - B 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績
 - イ 学外でのリサーチ・アシスタント等への採用
 - ロ 科学研究費補助金等による研究活動への貢献
 - ハ 学外での非常勤講師等、教育活動への従事
- (7) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
- (8) スポーツの競技会における成績
- (9) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績
 - A 大学院における教育研究活動等に関する業績
 - イ 専攻分野に密着した学内でのボランティア活動
 - B 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績
 - イ 専攻分野の特殊性を生かした社会貢献、国際貢献
- (10) その他各研究科で認める業績

第2 採用時及び予約時返還免除候補者の選考にあたっては、各課程において以下のとおり評価を行う。

- (1) 修士課程及び専門職学位課程においては、各課程の入学試験の結果等に基づき、貸与期間終了時において第1の評価基準を満たすことが見込まれることを総合的に評価することにより行うものとする。
- (2) 博士後期課程においては、博士後期課程の入学試験の結果、修士課程の成績、修士課程の研究科長からの推薦等により評価を行うと同時に、貸与期間終了時において第1の評価基準を満たすことが見込まれることを総合的に評価することにより行うものとする。

また、獣医学、医学若しくは薬学を履修する博士課程においては、博士課程の入学試験の結果、学士課程の成績、学士課程の学部長からの推薦等により評価を行うと同時に、貸与期間終了時において第1の評価基準を満たすことが見込まれることを総合的に評価することにより行うものとする。

第3 各研究科（課程、専攻等）及び各教育部（課程、専攻等）においては、上記の選考基準間に評価のウエイトの違いを設けることができるものとする。

この取扱いは、平成16年12月7日から実施する。

この取扱いは、平成20年3月31日から実施する。

この取扱いは、平成27年9月25日から実施する。

この取扱いは、令和5年1月26日から実施する。